

カーシェア等ZEV化促進事業実施要綱

(制定) 令和3年3月31日付2環地次第669号

(改正) 令和4年4月12日付4環地次第18号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都民の多様な車両利用ニーズに対応可能なゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及を促進するために行う「カーシェア等ZEV化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、ZEVを導入する事業者に対し、当該ZEVの車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1 電気自動車

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

2 プラグインハイブリッド自動車

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車

3 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車

4 ZEV

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車

5 内燃機関車

内燃機関のみを原動機とする検査済自動車

6 カーシェアリング事業

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業

7 レンタカー事業

道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業

8 リース契約

ZEVの貸主が、当該ZEVの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該ZEVを使用収益する権利を与え、借主は、当該ZEVの使用料を貸主に支払う契約

9 リース事業者

リース契約に基づき、ZEVを借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の内容

1 ZEVの購入に係る経費の助成

都は、次のとおりZEVの購入に要する経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のア又はイに該当し、本助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）を購入した者とする。

ア 東京都内に事務所又は事業所を有し、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者

イ リース事業者であって、アに該当する者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した者

(2) 助成対象車両の要件

助成対象車両は、次の要件を全て満たすものとする。

ア ZEVであること。

イ 令和3年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。

ウ 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

エ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。

オ カーシェアリング事業又はレンタカー事業における事業用車両であり、同車格の内燃機関車の料金以下の料金を貸し渡す車両であること。

(3) 助成対象経費

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象車両本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(4) 助成金額

本助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象車両の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

ア 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

助成対象経費の額。ただし、60万円を上限とする。

イ 燃料電池自動車

助成対象経費の額。ただし、200万円を上限とする。

2 助成対象者による報告等

(1) 助成対象者による報告

助成対象者は、助成対象車両の運用実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

なお、助成対象者がリース事業者の場合にあつては、助成対象車両を使用するカーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者が都に当該報告を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、助成対象者に対し、(1)の実績に基づき、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年3月31日付2環地次第669号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月12日付4環地次第18号）

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。